



2026年5月12日

各位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 榊 康裕
(コード番号 4202 東証 プライム市場)
問合せ先 経営戦略室
IR チームリーダー 後藤 美沙
TEL 03-6711-8120

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月19日開催予定の第160回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値および業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした制度です。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2024年6月21日開催の第158回定時株主総会において年額640百万円以内（うち、社外取締役分は年額140百万円以内）としてご承認いただいております。また、この報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において、年額100百万円以内として当社普通株式を付与することについてご承認いただいております。本株主総会では、上記の各報酬枠とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度の新たな導入をし、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して業績に応じた当社の普通株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本業績連動型株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にて予め設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行または処分（以下「交付」という。）する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、連続する5事業年度につき610百万円以内、本制度に基づき対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は、連続する5事業年度

につき 210,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、初回の評価期間は、当社の 2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期とし、以降は原則として連続する 3～5 事業年度を評価期間として、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施をすることができるものといたします。

その他の制度概要については以下のとおりです。

(1) 本制度による権利の付与および権利付与数

当社の取締役会決議により、本制度に基づく当社普通株式の交付を受ける権利（以下「ユニット」という。）を各対象取締役に付与する。ユニット 1 個当たりの交付株式数は 1 株とし、各対象取締役に付与するユニットの数は、当社の取締役会が予め定める役位ごとの基準金額を評価期間初日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに後れる直近取引日の終値。以下同じ。）で除した数（1 未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。）とする。

(2) 業績条件および交付株式数の算定方法

ユニットの権利確定に係る業績指標は、当社グループ連結の売上高、EBITDA、ROIC 並びに ESG 指標として重視する GHG 排出量削減、労働安全の 5 つとし、原則として当社の中期経営計画における各指標の目標数値を基準としてその達成率が一定以上となることを権利確定の条件とする。

具体的な交付株式数の算定方法は、各対象取締役に付与したユニット数に業績条件の達成状況に応じた権利確定割合を乗じて計算する。なお、権利確定割合は、以下のとおり各指標ごとに定める目標達成率ごとの係数に評価ウェイトを乗じた数の合計値とする。

指標	達成率等	係数	評価ウェイト
売上高	100～120%	100～150%	25%
	80～100%	80～100%	
	80%未満	0%	
EBITDA	100～120%	100～150%	25%
	80～100%	80～100%	
	80%未満	0%	
ROIC	100～120%	100～150%	40%
	80～100%	80～100%	
	80%未満	0%	
GHG 排出量削減	80～100%	80～150%	5%
	80%未満	0%	
労働安全	重大労災事故発生件数 0 件	150%	5%
	重大労災事故発生件数 1 件以上	0%	

(3) 金銭報酬債権の額の算定方法

本制度により対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に對して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行または処分に係る募集事項を決定する取締役会（以下「交付取締役会決議」という。）決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。

(4) 対象取締役に対する当社株式の支給条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- ① 対象取締役が、ユニットの付与から評価期間の満了まで、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあったこと
- ② 取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、当社は、評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、評価期間中に対象取締役が死亡または当社の取締役会が正当と認める事由により退任した場合、またはユニット付与後に日本国外に転居し、交付取締役会決議の日において国内非居住者である場合には、取締役会の決議により、上記金銭報酬債権に係る総額の範囲内において、当社の普通株式に代えて在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役または権利承継者となる者に対して支給する。

(5) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

ユニットに基づき支給する当社の普通株式（以下「割当株式」という。）には譲渡制限を付すこととし、対象取締役は、当該割当株式の割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、業績連動型譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、相談役、顧問または参与その他これらに準ずる地位のいずれかにあったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記に定める地位を任期満了、定年その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に退任または退職（死亡による退任または退職を含む。）した場合には、割当株式の全部について当該退任または退職の直後の時点において本譲渡制限を解除する。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において権利が確定していないユニットについて、原則として株式等の交付は行わない。ただし、当社の取締役会が認める場合には、上記金銭報酬債権に係る総額の範囲内において、金銭報酬債権の額の算定方法に準じて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役または権利承継者となる者に対して支給する。

【ご参考】本制度の執行役員への適用

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただけましたら、当社の執行役員に対しても本制度におけるものと同様の制度を当社の取締役会の決議により導入することといたします。

以上